

「募集」「催し」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

9月21日(土)～30日(月)の10日間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。

例年、秋口以降は急速に日の入り時間が早まり、夕暮れ時や夜間の交通事故が多発します。

ドライバーの方は早めのライト点灯と原則ハイビーム、歩行者や自転車の方は反射材を身に付けるなど、交通事故防止へのご協力をお願いします。

運動の重点

- ・反射材用品などの着用推進や安全な横断方法の実践などによる歩行者の交通事故防止
- ・夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転などの根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

☎市民生活課 ☎20-3014

献血にご協力ください

受け付けは直接会場をお願いします。今回は、全血献血(400ml・200ml)のみで、成分献血はありません。なお、200mlは予定数に達し次第終了します。

※本人確認のため、運転免許証、健康保険証などを提示してください。

▶日時：9/18(水)

10:00～11:45、13:00～16:00

▶会場：市役所市民広場駐車場

☎健康増進課 ☎24-5770

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守り、そのような方が安心して生活していけるよう、支援する人(成年後見人など)を選ぶことで、法的に支援する制度のことです。成年後見制度は、2種類に分かれます。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を支援する制度です。「補助」、「保佐」、「後見」の3類型に分かれており、判断能力の程度など、本人の状態によっていずれかの類型に分類されます。制度の申し立てをする場所は、宇都宮家庭裁判所足利支部(足利市丸山町621)です。

任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、将来判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と自分の生活のことや財産管理に関する事務などについて代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、足利公証役場(足利市通3丁目2589足利織物会館3階)にお問合せください。

☎高齢者の方

いきいき高齢課 ☎20-3021

知的障がいなどの方

障がい福祉課 ☎20-3025



敬老祝金の贈呈

高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、毎年度節目の年齢となる方に対し、敬老祝金を贈呈します。

▶支給要件：令和6年9月1日時点で

1年以上佐野市の住民基本台帳に記録されている88歳と100歳の方

▶支給方法：口座振替

※対象者の方へ9月中旬に口座振込依頼書をお送りします。振込予定時期は11月です。

88歳の方

昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方

▶支給金額：2万円

100歳の方

大正13年4月1日～大正14年3月31日生まれの方

▶支給金額：10万円

☎いきいき高齢課 ☎20-3021

「全国家計構造調査」 を実施します

総務省統計局は10月から11月までの2カ月間、全国家計構造調査を実施します。佐野市では、石塚町、出流原町、田沼町、戸奈良町の一部の地区が対象になります。

この調査は、皆さまに日々の収入や支出などを回答いただき、国民生活の実態を明らかにするものです。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、身近な政策などに役立てられます。調査員が皆さまのお宅に伺いましたら、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

☎政策調整課統計係 ☎20-3001

<p>永代供養墓</p> <p>合同墓(1名様) 10万円</p>	<p>永代樹木葬</p> <p>合同墓(1名様) 15万円</p>	<p>永代五輪供養塔</p> <p>1基(2名様) 120万円</p>
<p>土・日・祝も ご見学開催中</p> <p>宗 官 宗 派 不 問 年 間 管 理 費 不 要 生 前 受 付</p> <p>☎ 0283-25-8535</p> <p>東武佐野市駅より徒歩8分 佐野市駅より関東バス「佐野/除け大師」バス停下車すぐ</p>		
<p>佐野大仏 観音寺</p> <p>mail: info@kuyounosato.com</p> <p>〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p> <p>ホームページ</p>		
<p>管理事務所/供養の郷</p> <p>ペットと一緒に 入れる区画がございます</p>		

不動産公売

一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。

▶日時：11/6(水) 13:50～

▶会場：302会議室(3階)

公売対象不動産の詳細については、収納課納税係へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。中止になる場合やその他注意事項があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

☎収納課 ☎20-3010



行政書士による無料相談会

10月1日(火)～31日(木)は全国一斉行政書士制度広報月間です。

栃木県行政書士会佐野支部が相続・遺言、会社設立、営業許可申請などに関する無料相談会を開催します。

▶日時：10/7(月) 13:30～

▶会場：市民活動スペース(1階)

※1人30分程度、予約優先

☎市民生活課 ☎20-3014

空き家問題110番

栃木県司法書士会では「亡くなった父名義の実家が空き家となり相続で悩んでいる」「認知症の母名義の実家を処分して施設費用に充てたい」「空き家の管理を所有者が放置しており困っている」「空き家の所有者が分からず困っている」など、空き家問題について無料電話相談会を実施します。

▶日時：9/8(日) 10:00～16:00

▶相談方法：電話相談のみ

0120-634-566(当日のみ)

※相談無料、秘密厳守、予約不要

☎栃木県司法書士会

☎028-614-1122

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方

▶**老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている方**

- ・65歳以上である
- ・請求する方の世帯全員の住民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下である

給付額

月額5,310円を基準に、保険料納付済期間、免除期間などに応じて算出されます。

▶**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている方**

- ・前年の所得額が4,721,000円以下である

給付額

- ・障害基礎年金を受給している方

等級	2級	月額5,310円
	1級	月額6,638円
 - ・遺族基礎年金を受給している方
月額5,310円
- ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

※給付額については、令和6年度の金額

■問合せ ねんきんダイヤル
(日本年金機構)
☎0570-05-4092

請求手続き

支給要件を満たし、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、9月頃から順次、日本年金機構から請求手続きのご案内が送られます。

お手元に届きましたら、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

年金生活者支援給付金がすでに支給されている方で、引き続き支給要件を満たす場合は、2年目以降のお手続きは不要です。

おかげさまで20年 佐野の環境分析会社
アスベスト、水質、土壌、騒音、悪臭、シックハウス他
環境分析測定の仕事なら おまかせ下さい。

株式会社環境ラボ

佐野市宮下町7-10 TEL. 0283-84-1131 <https://www.kankyolabo.co.jp>

**もう本人任せじゃ
結婚できない!**

親御様、その気にさせます
まずはお電話ください
地元で仲人20年、成婚実績の

フェアレン宇都宮
028-612-8935